

## 地方独立行政法人神奈川県立病院機構契約事務取扱規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）に基づき、地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「法人」という。）が締結する契約に係る事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (総長等の契約締結等の権限)

第2条 総長等（地方独立行政法人神奈川県病院機構組織規程（以下「組織規程」という。）第15条第2項に定める総長等をいう。以下同じ。）は、配当を受けた予算の範囲の中で、契約の締結を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる契約については、理事長の決裁を受け行うものとする。

- (1) 地方独立行政法人神奈川県病院機構の重要な財産に関する条例（平成21年神奈川県条例第87号）で定める重要な財産の譲渡又は担保としての提供
  - (2) 理事会の承認の必要なもの及びその他特に重要又は異例と認められるもの
- 2 総長等は、前項の規定により契約の締結を行うものとされたもののうち、会計規程第16条第5号に規定する予算執行に係る契約について、組織規程第16条第1項の規定により設置された事務局の局長（以下、病院事務局長という。）に、会計規程第16条第4号及び同条第6号に規定する予算執行に係る契約については、組織規程第19条第2項の規定により設置された副事務局長に専決させるものとする。
- 3 本部事務局長（組織規程第7条に規定する事務局長をいう。以下同じ。）は、第1項各号に規定するもの以外の契約の締結について専決するものとする。ただし、会計規程第16条第3号に規定する予算執行に係る契約及び病院の予算に係る契約のうち本部で締結するものについては、経営戦略部長が専決するものとする。

### (複数年度にまたがった契約)

第2条の2 会計規程第45条第2項の規定により複数年度にまたがった契約期間とすることが可能な契約及びその期間の上限は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約 慣行上合理的な期間
- (2) 神奈川県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年条例第87号。以下「条例」という。）に規定する契約 条例施行規則（平成17年規則第150号）に規定する期間（なお、条例施行規則の表条例第1号の規定に該当する契約のすべての項並びに条例第2号の規定に該当する契約のうち項1及び項2に係る契約について、契約期間の上限のただし書中「知事」とあるのは、「機種等選定会議（地方独立行政法人神奈川県立病院機構機種等選定会議要綱に基づき設置する機種等選定会議をいう。以下「選定会議」という。）で審議の上、経理責任者（会計規程第7条第2項に規定する経理責任者をいう。以下同じ。）」に、同表条例第2号の規定に該当する契約のうち項3以降に係る契約について、契約期間の上限のただし書中「知事」とあるのは、「選定会議で審議の上、法人の理事長」に読み替えるものとする。また、同表条例第2号の規定に該当する契約のうち項15中「神奈川県公営企業の業務に係る公金」とあるのは、「法人の業務に係る現金」に読み替えるものとする。）
- (3) 前号に規定するものを除き、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもので、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの、毎年4月1日から役務の提供を受ける必要があるもの等に係る契約が対象になるもので、院内管理、物流、滅菌、患者搬送、院内保育業務などの業務委託契約 3年

ただし、選定会議で審議の上、理事長が特に認める場合は、この限りではない。

- (4) 医療機器等の保守委託契約（第2号に規定するものを除く。） 当該機器等の耐用年数  
ただし、選定会議で審議の上、経理責任者が特に認める場合は、この限りでない。
- (5) 工事請負契約（工事に係る設計、監理及びコンサルタント業務委託契約を含む。） 履行に必要な期間
- (6) 医療機器等購入契約 履行に必要な期間
- (7) 診療材料購入契約 3年
- (8) 固定資産の貸付契約 地方独立行政法人神奈川県立病院機構固定資産貸付規程第4条第1項に規定する期間
- (9) 臨床研究の委託又は受託契約 履行に必要な期間
- (10) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第2条第2項に規定する特定事業に係る契約 当該事業を安定的に運営する上で必要な期間
- (11) 知的財産権の使用許諾に係る契約 常行上合理的な期間
- (12) 保険契約 常行上合理的な期間
- (13) その他理事長が特に認める契約 選定会議で審議の上、理事長が認める期間

2 前項第5号及び第6号に規定する契約（保守点検業務委託を含む場合は当該業務委託を除いて見積額2千万円以上のものに限る。）、その他理事長が特に指定する契約について、複数年度にまたがった契約期間の契約を締結する場合は、予算で重要な複数年度契約として定めておくこととする。

#### （競争入札の参加者の資格等）

第3条 契約権者（会計規程第50条に定める契約権者をいう。以下同じ。）は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- 2 法人が行う競争入札に参加できる者は、国又は地方公共団体の建設工事、測量・建設コンサルタント等及び委託役務並びに物品調達に関する入札参加資格登録を得ている者とする。
- 3 神奈川県の指名停止の措置がなされている者のほか、前項の入札参加資格が国の場合は国、地方公共団体（神奈川県を除く。以下同じ。）の場合は当該地方公共団体の指名停止の措置がなされている者は、当該指名停止の期間、競争入札に参加させないものとする。
- 4 次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後2年間競争入札に参加させないことができる。
  - (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (2) 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
  - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者
- 5 国、地方公共団体の入札参加資格を得ている者の等級区分については、競争入札の参加者の資格に関する規則（昭和40年神奈川県規則第106号）を準用し、審査しなければならない。

#### （一般競争入札）

第4条 契約権者は、一般競争入札に当たっては、当該入札に関する公告をし、不特定多数の者をし

て入札の方法により競争させ、最も有利な条件を提供した者を落札者としなければならない。

- 2 契約権者は、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況等を要件とする資格を定めることができる。
- 3 契約権者は、一般競争入札に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前項の資格を有する者につき、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。
- 4 契約権者は、前2項の規定により資格を定めた場合においては、その定めるところにより、定期に又は隨時に、入札に参加しようとする者の申請に基き、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

#### (一般競争入札の公告)

第5条 一般競争入札の公告は、入札の日前10日（緊急の必要がある場合においては、入札の日前5日）までに、法人のホームページ、新聞紙、掲示その他の方法により、次の事項についてしなければならない。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
  - (2) 入札の場所及び日時
  - (3) 入札に付する事項
  - (4) 契約条項を示す場所
  - (5) 入札保証金に関する事項
  - (6) 落札者が落札決定の通知があった日から7日以内に契約を締結しない場合、その落札が効力を失うことその他入札の無効に関する事項
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 前項の場合において、建設業法（昭和24年法律第100号）の適用を受ける工事のうち予定価格が500万円以上のものに係る公告は、入札の日前に建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条に規定する見積期間においてしなければならない。

#### (入札保証金の納付及び還付)

第6条 会計規程第46条第1項に規定する入札保証金の額は、入札に参加しようとする者の見積る契約金額の100分の5以上の金額とする。

- 2 会計規程第46条第2項に定める担保の提供を受ける場合における担保の価値は次の各号に掲げる区分に応じそれぞれに定める金額とし、担保として提供を受けるものが記名式の有価証券であるときは売却承諾書及び白紙委任状を添えさせなければならない。
  - (1) 地方債若しくは国債又は銀行が振り出した支払保証小切手に該当する場合 その額面金額
  - (2) 政府保証のある債券に該当するもの その額面額又は登録金額（発行金額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行金額）の8割に相当する額
  - (3) 銀行若しくは確実と認められる保証書又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証証書その他保証証書並びに確実と認められる有価証券に該当する場合 その保証されるべき金額
- 3 入札保証金は、落札者が納めたものについては落札者が契約を締結した後に、その他の者が納めたものについては入札終了後速やかに還付するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、落札者が納めた入札保証金は、その者の申出により契約保証金に充当することができる。

### (入札保証金の免除)

第7条 契約権者は、契約の締結に当たり競争入札の方法によろうとする場合において、入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券が提出されたとき。
  - (2) 第3条又は第4条に規定する資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、落札者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業（以下「特定事業」という。）を実施する場合にあっては、落札者が設立する株式会社（以下「特定事業実施会社」という。））が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
  - (3) 指名競争入札に付する場合において、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 2 前項第2号又は第3号の規定による入札保証金の納付の免除は、おおむね次の要件を満たす場合とする。
- (1) 過去2箇年間の入札において、落札後契約を確実に締結していること。
  - (2) 過去2箇年間の契約において、契約を誠実に履行していること。
  - (3) 社会的及び経済的信用、技術並びに能力を有していること。
- 3 第1項の規定により入札保証金の全部又は一部の納付を免除した場合において、落札者が契約を締結しないときは、免除した金額に相当する金額を徴収するものとする。

### (一般競争入札における予定価格)

第8条 契約権者は、契約する事項に関し、当該事項に関する仕様書、設計書等に基づき予定価格を作成しなければならない。

- 2 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。
- 3 契約権者は、その一般競争入札に付する事項の予定価格を記載し、又は記録した書面をその内容が認知できない方法により、開札の際これを開札場所に置かなければならない。ただし、入札及び契約の手続の透明性の向上を図るため必要と認めて当該入札執行前にその予定価格を公表するときは、この限りでない。

### (一般競争入札の開札及び再度入札)

第9条 一般競争入札の開札は、第5条第1項の規定により公告した入札の場所において開札しなければならない。この場合において、入札者から開札に立ち会いたい旨の申し出があったときは、立ち会わせて行うものとし、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に係のない職員を立ち会わせなければならない。

- 2 入札者は、その提出した入札書（当該入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 3 契約権者は、第1項の規定により開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（第12条の規定により最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに、再度の入札をすることができる。
- 4 入札執行者（契約権者の事務を直接補助する職員をいう。）は、入札の結果の確認後速やかに入札調書を作成し、契約権者に報告しなければならない。

#### (同額入札の場合の決定方法)

第10条 契約権者は、落札となるべき同順位の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札にくじを引かせて落札者を決定しなければならない。

2 契約権者は、前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代って入札事務に係関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### (低入札価格調査基準価格による落札者の決定)

第11条 契約権者は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないと認めるととき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認めるとき、不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とすることができます。

2 契約権者は、前項の規定により落札者を決定しようとするときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者を落札者としないこととするか否かを決定するための調査をすることとし、あらかじめ調査を開始する場合の基準となる価格（以下「低入札価格調査基準価格」という。）を設けるものとする。

#### (最低制限価格による落札者の決定)

第12条 契約権者は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるとときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とすることができます。

#### (低入札価格調査基準価格、最低制限価格の公表等)

第13条 契約権者は、前2条の規定により低入札価格調査基準価格又は最低制限価格を設けたときは、第8条第2項に規定する予定価格の書面に併せてこれを記載し、又は記録しなければならない。ただし、入札及び契約手続の透明性の向上を図るため必要があると認めて当該入札執行前にその低入札価格調査基準価格又は最低制限価格を公表するときは、この限りでない。

#### (総合評価制度による落札者の決定)

第14条 契約権者は、一般競争入札により法人の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から第4条第1項、第11条第1項、第12条又は会計規程第44条第3項本文の規定により難いものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち、価格その他の条件が法人にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができます。

2 契約権者は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないと認めるととき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認めるとき、不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が法人にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができます。

- 3 契約権者は、前2項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が法人にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。
- 4 総合評価一般競争入札を行う場合にあっては、仕様書案の作成にあたり、調達しようとするものに求める性能、機能等の要件について、必要に応じて、資料提供について、30日以上の期間において第5条第1項に規定する方法により公告し、招請するものとする。この場合において、資料が提供されたときは、その資料を勘案して仕様書案を作成するものとする。
- 5 仕様書案を作成した場合にあっては、それに対する意見を招請しなければならない。この場合における招請の期間及び方法については、前項の規定を準用するものとする。
- 6 契約権者は、落札者決定基準を定めようとするときは、別に定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。
- 7 契約権者は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聞く必要があるかどうかについて意見を聞くものとし、改めて意見を聞く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 8 総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第5条の規定により公告をするときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。
- 9 第2項の規定により落札者を決定しようとする場合は、第11条第2項の規定を準用する。

#### （指名競争入札）

第15条 会計規程第44条第2項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- (2) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- (3) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

#### （指名競争入札の参加者の資格）

第16条 第3条及び第4条第2項から第4項までの規定は、指名競争入札に参加する者に必要な資格について準用する。

#### （指名競争入札の参加者の指名等）

- 第17条 契約権者は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから、当該入札に参加させようとする者を指名しなければならない。
- 2 前項の場合においては、契約権者は、第5条第1項第2号から第7号までに掲げる事項について指名する者に通知しなければならない。この場合において、当該入札に付する事項が建設業法の適用を受ける工事であるときは、入札の日前に建設業法施行令第6条に規定する見積期間において通知しなければならない。
  - 3 契約権者は、第1項の規定により、入札に参加させようとする者を指名するときは、やむを得ない理由があるときを除き、5人以上を指名しなければならない。
  - 4 契約権者は、次条において準用する第14条の規定により落札者を決定する指名競争入札（以下

「総合評価指名競争入札」という。)を行おうとする場合において、当該契約について第2項の規定により通知をするときは、同項の規定により通知をしなければならない事項のほか、総合評価指名競争入札の方法による旨及び当該総合評価指名競争入札に係る落札者決定基準についても、通知をしなければならない。

(指名競争入札の入札保証金等)

第18条 第6条から第14条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

- 2 指名競争入札を行う場合において、指名した者に対して第5条第1項に定める日までに同項各号に規定する事項を通知するものとする。

(随意契約)

第19条 会計規程第44条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 次に掲げる契約の種類に応じ、予定価格（貸借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額又は総額）がそれぞれに定める額の範囲内であるとき。  
ア 工事又は製造の請負（建物等の修繕を含む。） 400万円  
イ 貢産の買入れ 300万円  
ウ 物件の借入れ 150万円  
エ 貢産の売払い 100万円  
オ 物件の貸付け 50万円  
カ アからオに掲げるもの以外のもの 200万円
- (2) 不動産の買入れ又は借入れ、法人が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第27項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動センター」という。）、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）において製作された物品を次条に定める手続きにより買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターから次条に定める手続きにより役務の提供を受ける契約又は母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者及び同条第4項に規定する寡婦である者に係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体から次条に定める手続により受ける契約をするとき。
- (4) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより神奈川県知事の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、次条に定める手続により、買い入れる契約をするとき。
- (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (8) 競争入札に付して入札者がないとき、又は再度入札に付して落札者がないとき。
  - (9) 落札者が契約を締結しないとき。
  - (10) 効率的、効果的な業務運営に資するものとして特に理事長が承認したとき。
- 2 前項第8号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- 3 第1項第9号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。
- 4 前2項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができるときに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

#### (随意契約の手続)

第20条 前条第1項第3号及び第4号の手続は、次に掲げる手続とする。

- (1) あらかじめ発注の見通しに関する事項を公表すること。
- (2) 契約を締結する前において、次に掲げる事項を公表すること。
  - ア 契約の内容
  - イ 契約の相手方の決定の方法及び基準
  - ウ 契約相手方の選定基準
  - エ 契約の申込みの方法
- (3) 契約を締結した後において、次に掲げる事項を別に定める方法により公表すること。
  - ア 契約の内容
  - イ 契約の相手方の氏名及び住所
  - ウ 契約の相手方を選定した理由

#### (随意契約における競争的手続)

第20条の2 第19条第1項第2号、第6号又は第7号に規定する場合に該当する契約については、次の各号に該当する手続をとることができる。

- (1) 業務等の実施方法等について事業者に提案を求ることにより、高い効果が期待できると認められる場合 法人が示す仕様に基づき、業務等の実施方法、見積額等を記載した提案書（以下の項において「提案書」という。）の提出を招請し、提案書を提出した者のうち、業務等の見積額が予定価格の制限の範囲内であって、最も評価が高いと認められる提案書を提出した者を契約の相手方として決定する方法であって、次に掲げるもの
    - ア 提案書の提出を招請する者を特定しない方法
    - イ 提案書の提出を招請する者を特定する方法
  - (2) 業務等の実施に当たり、専門的知識、経験、特殊な技術等を有することが必要不可欠であるため、特定の者を契約の相手方とすることを予定している場合 当該業務等の実施に当たり必要とする要件を事前に明示し、契約の締結を希望する者（契約の相手方とすることを予定している者を除く。）を公募する方法（次項において「事前公募」という。）
- 2 事前公募を行った結果、契約の相手方とすることを予定している者以外に業務等に必要とする要件を備える者であって、契約の締結を希望するものの応募があった場合は、競争入札又は前項第1号に掲げる方法により契約の相手方を決定するものとする。

#### (見積書の徴取及び省略)

第21条 契約権者は、随意契約によろうとするときは、2人以上の者から見積書（当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を徴さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる契約については、契約の相手方になろうとする者から見積

書を徵し、予定価格と対比して当該見積金額が適正であるかどうかを検討することにより同項の比較見積を省略することができる。

- (1) 1人又は1会社でなければ履行できない契約
- (2) 契約の目的物が同一の品質、規格、仕様等を有するため、価格が異ならないものの契約
- (3) 取引の事例に比し、見積金額が適正と認められるものであって、1件の取引価格が30万円以下の物件の購入若しくは借入れ又は50万円以下の工事その他の請負の契約
- (4) 分解して検査しなければ見積れない備品等の修繕に関する契約
- (5) 食糧品の購入契約
- (6) 急施を要し他の者から見積書をとる暇のないとき
- (7) 再度の入札に付し落札者がないもの

3 前項第3号に掲げる契約のほか、取引の実例価格を考慮して、価額が適正と認められる1件の代金が5万円以下のものの購入、修理等に係るものについては、電話等により見積金額を録取して見積書の徵取に代えることができる。

4 前3項の規定にかかわらず、次に掲げる契約については、その目的及び性質により見積書の徵取を省略することができる。

- (1) 日、週、旬、月を単位として発行される新聞、官報その他の定期刊行物であって、価額が通常定価であり、かつ、その定価が一般に周知されているもの
- (2) 定価、送料等が表示されている書籍類の契約
- (3) 既になされた単価契約に基づいて履行される契約
- (4) 官公署又は官公署に準ずる団体と締結する契約
- (5) 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等の公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約
- (6) 会計規程第24条第2項の規定により小口現金で支払うことができる経費に係る契約
- (7) 前各号に定めるもののほか、あらかじめ定められている価格に基づく契約

#### (せり売り)

第22条 会計規程第44条第2項の規定によりせり売りによる場合は、不動産又は動産の売扱いで当該契約の性質がせり売りに適しているものをする場合とする。

2 第5条第1項及び第6条の規定は、せり売りの場合に準用する。

#### (契約書の作成)

第23条 契約権者は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項のうち必要なものを記載した契約書を作成しなければならない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限
- (4) 契約保証金
- (5) 履行の場所
- (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (7) 監督及び検査
- (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (9) 危険負担
- (10) 契約不適合責任
- (11) 契約の変更及び解除
- (12) 契約に関する紛争の解決方法

(13) 前号に掲げるもののほか、必要な事項

(契約書の省略)

第24条 契約権者は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 一般競争入札、指名競争入札又は随意契約で、契約金額が150万円を超えない契約（法令の規定により契約書の作成が義務付けされている契約を除く。）を締結しようとするとき。
- (2) 物品を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付して物品を引き取るとき。
- (3) せり売りに付するとき。
- (4) 物品を購入する場合において、即納されるとき。
- (5) 官公署又は官公署に準ずる団体と契約を締結しようとするとき。
- (6) 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等の公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約を締結しようとするとき。
- (7) あらかじめ定められている価格に基づく契約を締結しようとするとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、契約権者が契約の性質又は目的により契約書を作成する必要がないと認めるとき。

(契約保証金の納付及び還付)

第25条 会計規程第47条第1項に規定する契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の金額とする。

- 2 第6条第2項の規定は、契約保証金の納付について準用する。
- 3 契約保証金の納付は、前項に定めるもののほか、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証の提供をもって代えることができる。この場合において、提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。
- 4 納付した契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。以下同じ。）は、契約の履行後速やかに還付するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、財産の売払いに係る契約において納付した契約保証金は、契約者からの申出により売却代金に充当することができる。

(契約保証金の免除)

第26条 契約権者は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により契約を締結しようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき又は特定事業において、落札者又は落札者の代表者が、その設立する特定事業実施会社を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険金請求権の上に、特定事業実施会社の負担において当該特定事業の契約に定める法人の違約金債権を被担保債権とする質権を設定したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 第3条、第4条第2項若しくは第3項又は第16条に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が法人、官公署その他官公署に準ずると種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを過去2年の間にすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 不動産又は物品を売り払う契約を締結する場合において、売却代金が即納されるとき。

- (6) 契約金額が150万円以下であり、かつ契約の相手方が契約を履行しないおそれがないとき。
- (7) 官公署その他官公署に準ずる団体と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約を締結しようとするとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入れ若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、その他契約権者が契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれないと認めたとき。

#### (監督)

第27条 会計規程第51条第1項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によって行なわなければならない。

2 契約権者又はその指定する職員（以下「監督職員」という。）は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において特に知り得たその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

#### (検査)

第28条 会計規程第51条第1項の規定による検査について、契約権者又はその指定する職員（以下「検査職員」という。）は、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

2 検査職員は請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。

3 前2項の場合において必要があるときは、契約の相手方を立会いさせて、破壊若しくは分解又は試験して検査を行うことができるものとする。

4 前3項の検査の時期は、契約に特段の定めがある場合を除き、相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から、工事にあっては14日以内、工事以外の給付については10日以内にしなければならない。

5 検査職員の職務は、特別の必要がある場合を除き、監督職員の職務と兼ねることができない。

#### (検査調書の作成)

第29条 検査職員は、会計規程第51条第1項の規定に基づき検査をしたときは、直ちに検査調書を作成しなければならない。ただし、契約書の作成を省略したものにあっては、支出に係る会計伝票に履行確認した旨を記名又は押印することでこれに代えることができる。

2 前項の規定は、会計規程第51条第3項の規定に基づき検査をした法人の職員以外の者について準用する。

#### (履行遅滞による違約金)

第30条 契約権者は、契約の相手方が、その責に帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないときは、違約金を徴収しなければならない。

2 前項に規定する違約金の額は、法令で特別の定めのある場合又は契約で別段の定めをした場合の

ほか、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額（履行が可分の契約であるときは、履行遅滞となった部分の契約金額）につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が定める率で計算した額とする。

（雑則）

第31条 この規程及び他の会計に関する規程に定めるものその他、法人の契約に関する事項及びこの規程に基く手続若しくは作成する書類の記載事項その他この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和6年3月26日から施行する。

（経過措置）

2 この規程は、この規程の施行の日前に締結された契約については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。